

「やまがた健康企業宣言」認定事業所ロゴマーク 使用取扱要綱

1. 目的

この要綱は、全国健康保険協会山形支部（以下、「協会けんぽ」という。）が作成した「やまがた健康企業宣言」認定事業所ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

2. 使用の手続き

- （1）ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ協会けんぽが別に定める「やまがた健康企業宣言」の登録・認定を受ける必要があります。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - ①テレビ、新聞、雑誌などの報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - ②地方公共団体が「やまがた健康企業宣言」事業の周知等のため使用する場合
- （2）「やまがた健康企業宣言」登録・認定後、使用者は協会けんぽホームページ等から「やまがた健康企業宣言」認定事業所ロゴマークの使用申請書入手し、必要な事項を記載の上協会けんぽに提出します。協会けんぽがロゴマークの使用を認めた場合は、協会けんぽは申請者に使用許可書を交付し、併せて原則メールにてロゴマーク及びデザインマニュアルを交付します。

3. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料です。

4. 使用条件

ロゴマークの使用にあたっては、別に定めるデザインマニュアルを遵守し、適正に使用してください。

5. 使用を認めない場合

- （1）協会けんぽの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- （2）特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- （3）ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合。
- （4）事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- （5）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- （6）その他、協会けんぽが不適当と認めた場合。

6. 使用状況等の調査

協会けんぽは、マークの適正な活用を図るため必要と認める場合、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができるものとします。

7. 使用の禁止

- （1）現にロゴマークの使用が開始された後において、使用条件に違反した場合、または上記5に該当することが明らかになった場合、協会けんぽはロゴマークの使用を禁止するものとします。その場合、使用者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。
- （2）協会けんぽは、使用者が前項の規定により使用を禁止されたことによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負いません。

8. 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰するものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければなりません。

9. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、協会けんぽに帰属します。

10. その他

この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、協会けんぽが別に定めるものとします。

11. 附則

この要綱は、令和2年3月18日から施行します。

